

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第36回 租税法研究会



～借地権対価は譲渡所得か・利息制限法超過利息の益金算入～

所得税や法人税を理解するには、どうしても、所得課税法がキャピタル・ゲインに対してどのような課税を行うかについて整理しておく必要があります。増加益清算課税説や適正所得算出説という考え方はいかなるものかを知ることは、所得税法上の譲渡所得や、法人税法上の無償による資産譲渡課税の根本理解の基礎となるものだからです。今回は、条文の規定がない当時に、借地権設定対価が譲渡所得に該当するとされた最高裁判決を通じてこの点を学習しましょう。また、最近、利息制限法超過利息の事例が多いなか、超過利息について法人税法の所得の金額の計算において、益金に算入しないことは許されるかが争われた事例を素材にして、違法所得が課税される根拠について、判例や実務の整理を行いましょ。

◆日時：2014年10月11日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー貸会議室 神保町

(千代田区神田小川町3-10 新駿河台ビル10F/地下鉄神保町駅A5出口徒歩3分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集

(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

【内容】

●借地権設定に際し授受されるいわゆる権利金が譲渡所得に当たるか不動産所得に当たるかが争われた事例—最高裁昭和45年10月23日第二小法廷判決—

●利息制限法超過利息を益金不算入とすることの是非—東京地裁平成25年10月30日判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処するべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料5万円、月会費1.5万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年8回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年3回開催)
- ★毎月1回の学習用講義DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義DVD。40～60分程度)
- ★租税法研究会欠席時のDVD無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義をDVD又はYouTubeで受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。
(DVD 会員：初回登録料5万円、月会費1.5万円、YouTube 会員：初回登録料1万円、月会費1万円)

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B号

【次回のご案内】

ファルクラム第37回租税法研究会

◆日時：11/8(土) 13:30～16:00

◆会場：都内会場を予定

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名	事務所名		
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみ記載で結構です。		
TEL	FAX		
E-mail	お試し参加希望 <input type="checkbox"/> (チェック)		
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@ful-crum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>